

特約条項

- (1) 本契約期間中は火災保険ならびに賃貸保証に加入するものとし、本契約終了まで借主は、契約、継続更新するものとする。その係る費用については、借主もしくは入居者負担とする
- (2) 短期解約違約金として契約2年未満の退去については、総賃料の3ヶ月分を貸主へ支払うものとする。
- (3) 本物件は第三者への転貸行為及び当該転貸行為を目的とした第三者の募集を禁止するものとする。禁止内容には旅行者等に向けた期間限定貸出（民泊）を含む。
- (4) 本物件は将来、貸主及び登記名義人が変更する必要がある事を借主は了承するものとし、その際、新貸主及び登記名義人へ本契約の地位を承継するものとする。
- (5) 鍵の紛失等、契約時引き渡し本数と返却時に異なる場合は、借主は鍵交換費用を負担するものとする。
- (6) 本物件においてインターネット等の契約は借主負担で行うものとする。
- (7) 退去時のクリーニング費用5万円（別途消費税要）及び各種設備品の定期的な清掃費用は、借主負担とする。
- (8) 通常の使用に伴い生じた本物件の自然損耗を除き、借主による故意、過失が原因で汚損、破損、腐食した場合は借主負担で原状回復するものとする。室内においてタバコのヤニ汚れやにおい、水廻りの汚れがひどい場合は借主負担とし、特殊清掃代、クロス張替代を請求します。
- (9) 壁、床、天井の補修は1室単位とする。
- (10) ゴミは分別を行い指定の場所に出すものとする。ゴミ庫はマンションの南側です。
- (11) ペットの飼育は不可です。預かりも不可です。

